

文化観光施設税実施

六月一日から五年間

日光市の「文化観光施設税」は、昭和三十八年六月一日に、法定外普通税として創設され、四十八年五月三十一日までの十年間と、さらに五年、この五月三十一日までの計十五年間実施されました。この実施最終年度に当たり、現在の市財政などの状況から、さらに続けて実施の必要があるため、関係機関との交渉をす、め、自治省へも許可申請を提出しました。市議会でも、四月二十四日の臨時会で、条例の制定が議決され、自治省の

認可を得ていよいよ六月一日から昭和五十八年五月三十一日までの五年間実施されることになりました。

文化観光施設税というのは、文化財（日光市山内にある日光東照宮・日光山輪王寺・日光二荒山神社の境内にある建造物・庭園その他有形の文化財で、対価の支払を要するもの）の観賞者が、観賞券による観賞をする場合に、一人三十円（教員の引卒によらない児童生徒は十五円）の税率で徴収する

ものです。この税収入は、年間約六千万円あり、五年間で三億円が見込まれ、文化財の保護事業や市の公共事業の貴重な財源として使われます。

日光市の「文化観光施設税」は、昭和三十八年六月一日に、法定外普通税として創設され、四十八年五月三十一日までの十年間と、さらに五年、この五月三十一日までの計十五年間実施されました。この実施最終年度に当たり、現在の市財政などの状況から、さらに続けて実施の必要があるため、関係機関との交渉をす、め、自治省へも許可申請を提出しました。市議会でも、四月二十四日の臨時会で、条例の制定が議決され、自治省の

認可を得ていよいよ六月一日から昭和五十八年五月三十一日までの五年間実施されることになりました。

ものです。この税収入は、年間約六千万円あり、五年間で三億円が見込まれ、文化財の保護事業や市の公共事業の貴重な財源として使われます。

広久保地区に

ミニサテライト局を新設

市では、所野広久保地区のテレビ難視解消について、かねてよりNHKに対し申請していましたが、このたび広久保に、今市局の電波を中継する放送所を開設することになりました。中継放送所の運用は六月下旬の予定です。

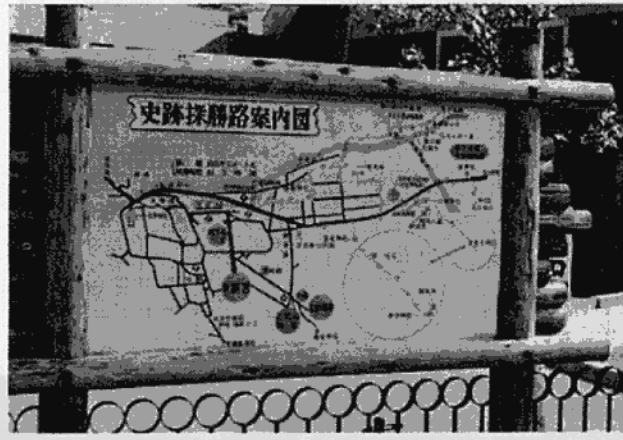
この中継放送所は、一般にミニサテライト局と呼ばれ、非常に狭い対象地区のテレビ難視救済のために開発されたものです。二年前に日光では、細尾地区に開設したのが最初です。

細尾地区の中継放送所
これと同じものができる

みんなで見直そう

スポットライト

起点にある案内図



⑦ 並び地蔵



⑧ 憾満方瀬



⑩ 導き地蔵尊

表紙のことは

シリーズ

日光ゆかりの文人

松尾芭蕉

「松尾芭蕉」
「奥の細道」行脚で、日光へやってきた。山内の養源院（史跡探勝路に寺跡がある）に行き、東照宮を拝観して、その夜は鉢石の「仏五左衛門」宅に泊る。翌日、含満方瀬・大日堂跡などに立寄り、裏見の滝まで足を運んだ。この時の句が「暫時は：」で、小杉放菴書で、その句碑が安良沢橋際に建てられている。

芭蕉の句碑は市内にいくつもあり、下鉢石町高野邸に「あらたふと木の下闇も日の光」があるほか、山内の宝物館前に「あらたうと青葉若葉の日の光」（放菴書）があり、今はおもかげすらない、安良沢大谷川畔の大日堂跡にも、同様の句碑がある。明治四十二年に、洪水で流された古い碑の跡に建てたものと、裏書きがある。たった二日の旅人だった芭蕉翁の足跡は、こうして今も残されている。